

令和7年6月改訂

水道修繕受付センターに委託する修繕業務

お客様の費用負担が無料の範囲（委託範囲）

（1）漏水修繕

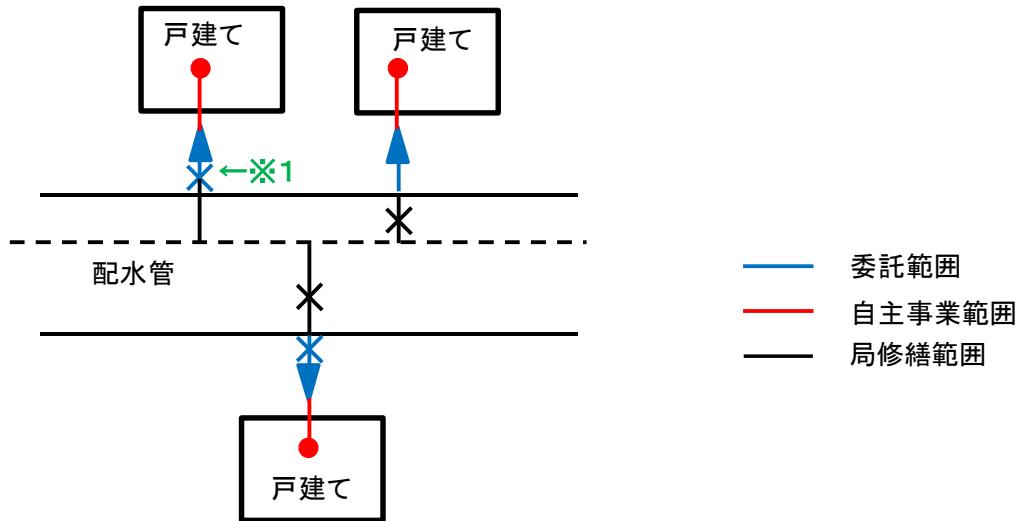
建物用途・業態で大別すると、ア）～ウ）の通り。

なお、私道（舗装なし）での漏水など、局修繕範囲であるが修繕事業者で施工可能と水道管理事務所が判断する場合は、その修繕を依頼することがある。

ア) 一般用（戸建て住宅・店舗付住宅）での漏水

① 専用給水管（1戸又は1箇所で専用する管）の場合

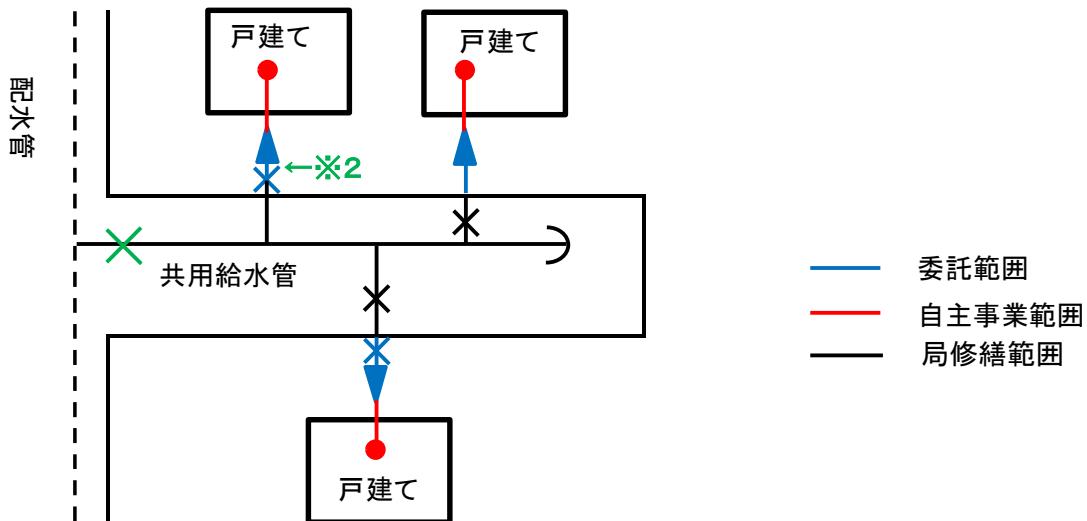
メーター上下流パッキンの漏水修繕、及びメーター上流部（メーター上下流に伸縮機能としての鉛管がある場合は下流側鉛管（50cm以内）含む）の宅地内漏水修繕。



(※1) 宅地内第1止水栓での漏水は、止水栓取替えを前提とし、速やかに管轄の水道管理事務所に連絡し、取替え方法の詳細について事前相談する。

- ② 共用給水管（2戸以上又は2箇所以上で共用する管）が道路上にある場合

メーター上下流パッキンの漏水修繕、及びメーター上流部（メーター上下流に伸縮機能としての鉛管がある場合は下流側鉛管（50cm以内）含む）の宅地内漏水修繕。

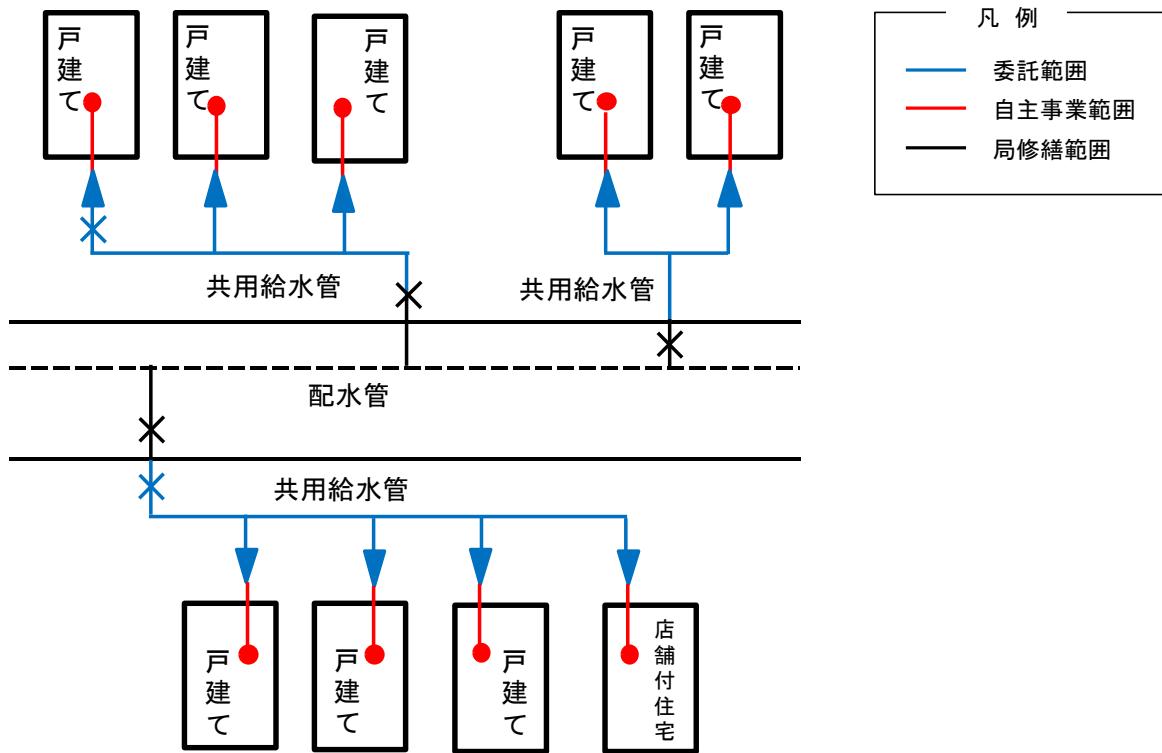


（※2）室内第1止水栓の漏水は、止水栓取替を前提とし、共用給水管の止水栓が効かない場合（又は埋没している場合）はそれも含めて、速やかに管轄の水道管理事務所に連絡し、取替え方法の詳細について事前相談する。

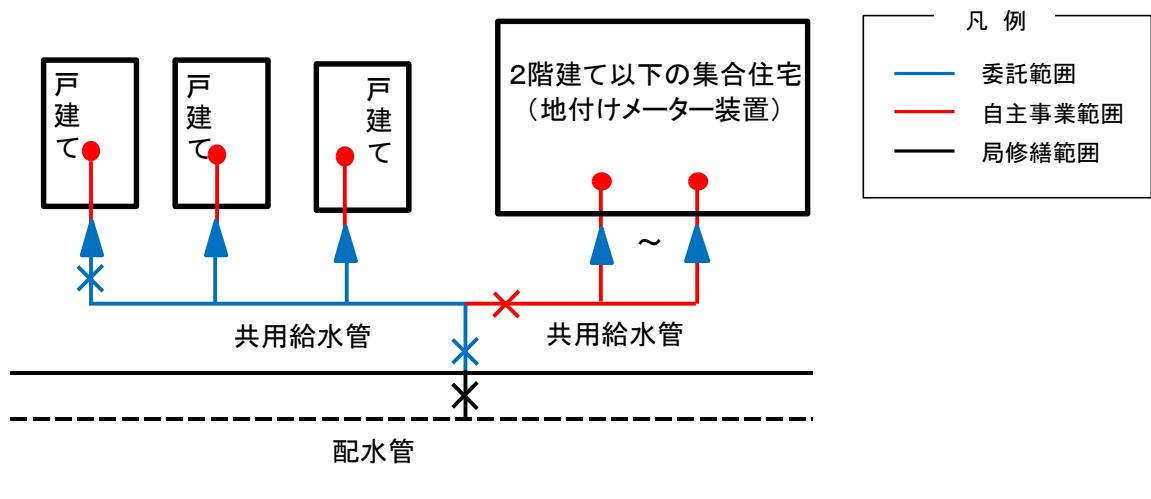
③ 共用給水管が宅地内（道路外）にある場合

メーター上下流パッキンの漏水修繕、及びメーター上流部（メーター上下流に伸縮機能とする場合）の鉛管がある場合は下流側鉛管（50cm以内）含む）の宅地内漏水修繕。

なお、共用給水管の第1止水栓とその上流部（又は道路上に第1止水栓がある場合は道路部）の修繕は、水道局にて行う。



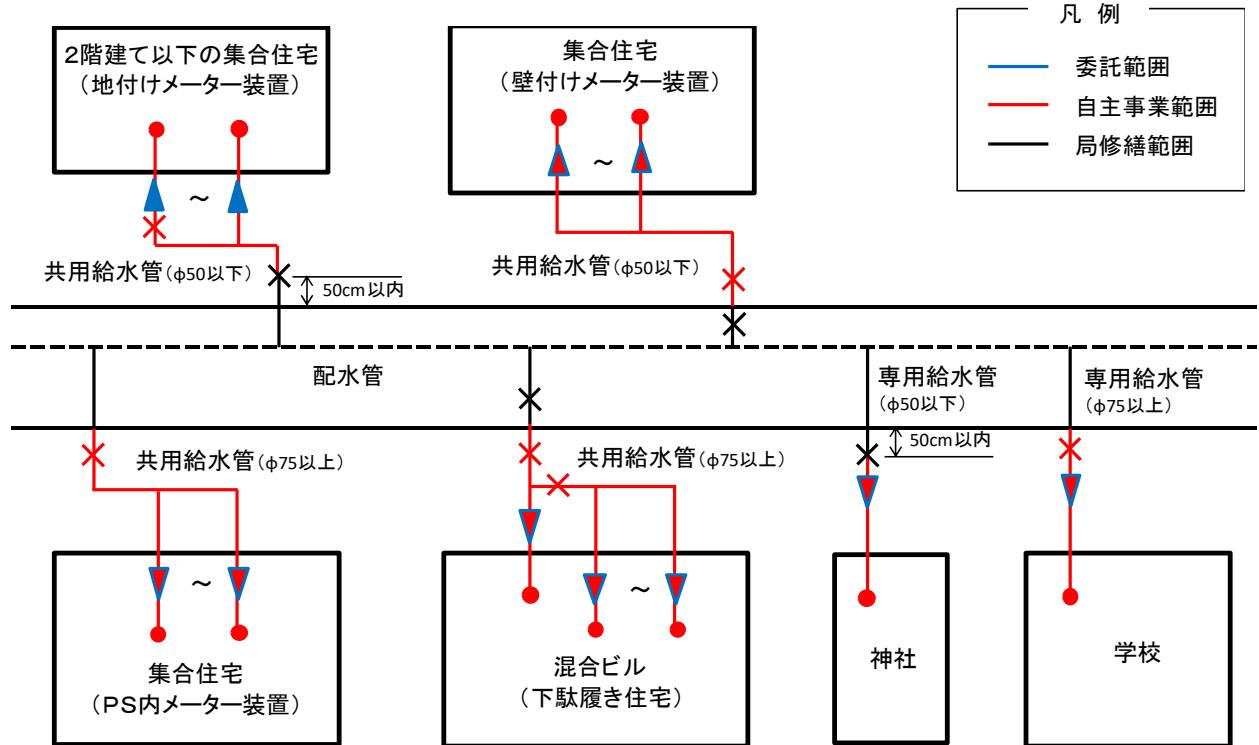
【補足】下例のように、戸建て住宅が主体の共用給水管より2階建て以下の集合住宅の地付けメーター装置（共用水栓及び散水栓除く）の共用給水管が分岐し、その分岐部より下流側で漏水する場合は、「メーター上下流パッキンの漏水修繕、及びメーター装置の漏水修繕」が委託範囲となる（後記イ）に準拠）。



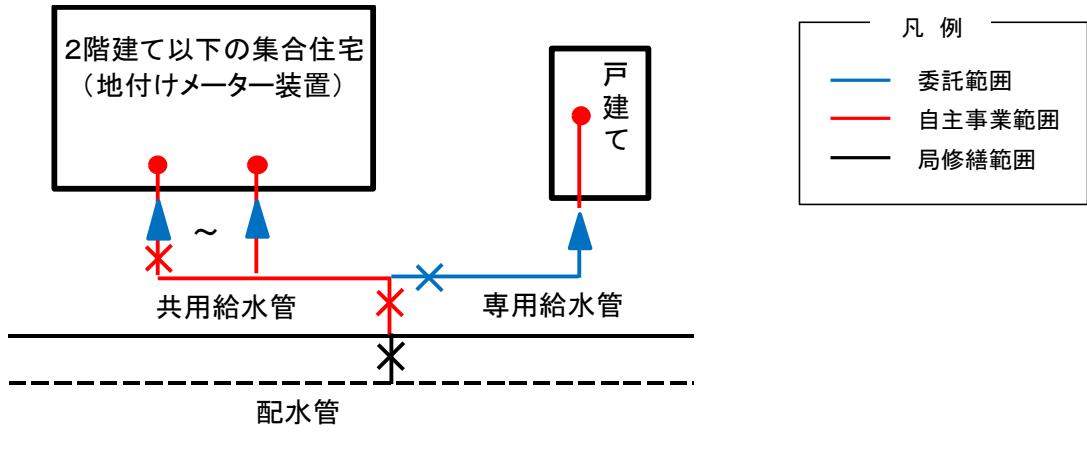
イ) 一般用（集合住宅・公共施設等）での漏水

メーター上下流パッキンの漏水修繕。ただし、2階建て以下の集合住宅の地付けメーター装置（共用水栓及び散水栓を除く）の場合は、メーター装置の漏水修繕も含む（メーター上下流に伸縮機能としての鉛管がある場合は、その鉛管（上下流とも50cm以内）も含む）。

なお、共用給水管の口径50mm以下では、宅地内第1止水栓が官民境界より50cm以内にある場合は、宅地内第1止水栓とその上流部（又は、道路上に第1止水栓がある場合は道路部）、口径75mm以上では道路部の漏水修繕は、水道局にて行う。



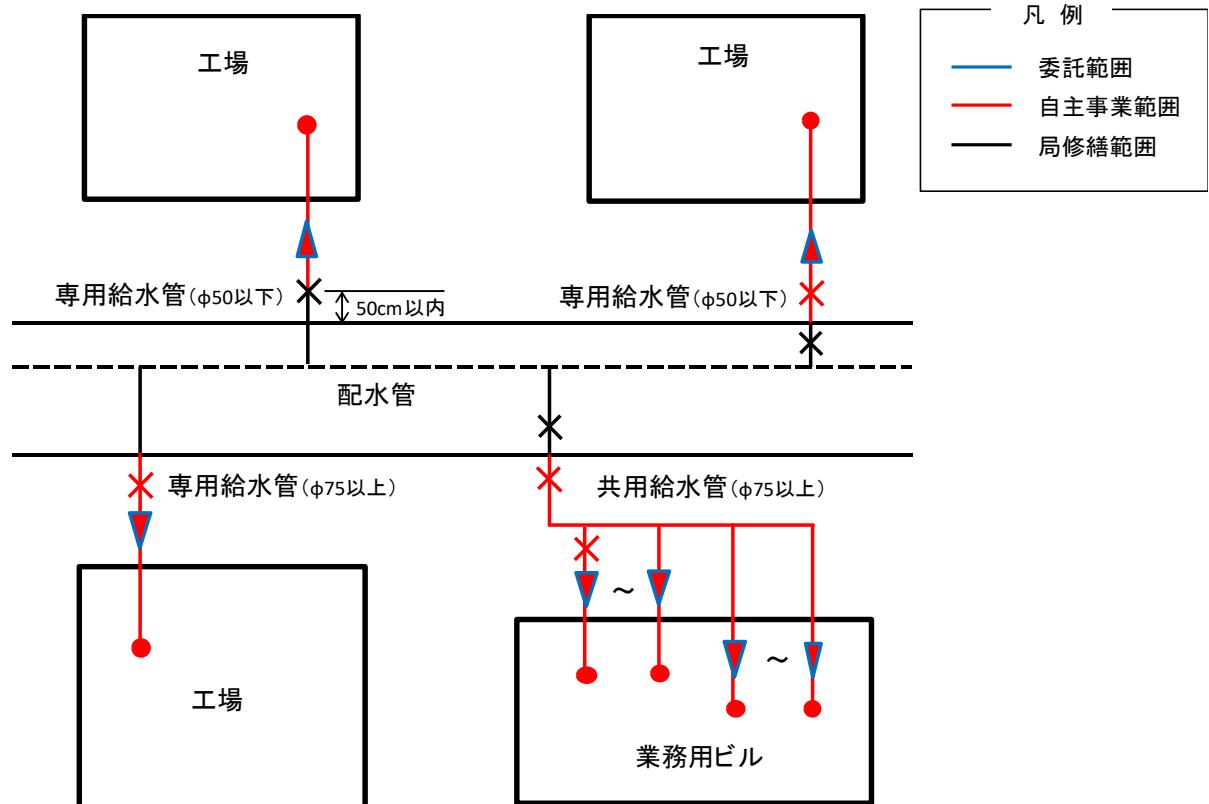
【補足】下例のように、集合住宅が主体の共用給水管より戸建て住宅の専用給水管が分岐し、その分岐部より下流側で漏水する場合は、「メーター上下流パッキンの漏水修繕、及び分岐部～メーター上流部の漏水修繕」が委託範囲となる（前記ア）①に準拠）。



ウ) 業務用（工場・業務用ビル）での漏水

メーター上下流パッキンの漏水修繕。

なお、共用給水管の口径 50mm 以下では、宅地内第 1 止水栓が官民境界より 50cm 以内にある場合は、宅地内第 1 止水栓とその上流部（又は、道路上に第 1 止水栓がある場合は道路部）、口径 75mm 以上では道路部の漏水修繕は、水道局にて行う。



(2) 漏水の有無に関わらず、前記（1）ア）一般用（戸建て住宅・店舗付き住宅）①～③の漏水修繕で、メーター上流部（メーター上下流に伸縮機能としての鉛管がある場合は下流側鉛管（50cm 以内）含む）の宅地内で鉛管を確認した場合、又は前記（1）イ）一般用（集合住宅・公共施設等）のうち、2階建て以下の集合住宅の地付けメーター装置（共用水栓及び散水栓を除く）の漏水修繕で、メーター装置回りの鉛管を確認した場合は、漏水修繕に併せて鉛管改良も行う。その鉛管改良の範囲は、前者では宅地内のメーター上流部、後者ではメーター装置の上下流 50cm 以内（伸縮機能部）とする。

(3) 前記（1）～（2）に伴うモルタル復旧程度の舗装復旧

参考資料 1. 関係法規（抜粋）

主に関連する箇所を赤字で示す。

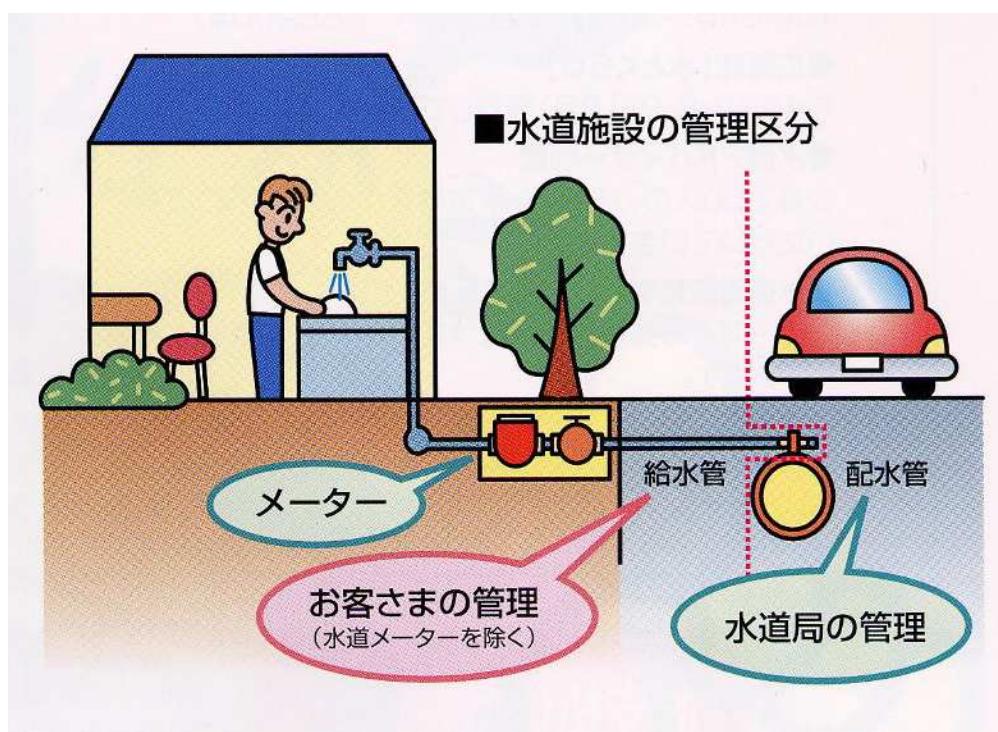
（1）水道法

（用語の定義）

第三条

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。



参考図. 水道施設の管理区分

（2）神戸市水道条例

（給水装置）

第4条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水方法）

第4条の2 本市の水道事業は、本市の水道事業により水の供給を受ける者（以下「使用者」という。）へ自然流下の方法によって給水するものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

2 使用者は、配水管から給水栓まで配水管の水圧により直接に給水を受けることができる給水装置を設置しなければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

（給水装置の管理）

第 26 条 使用者又は給水装置が設置されている土地若しくは建物を管理すべき者（以下「使用者等」という。）は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、給水装置に異常があると認めたときは、直ちに必要な処置をしなければならない。

2 給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）は、管理者又は指定給水装置工事事業者にさせなければならない。ただし、修繕工事が、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）であるときは、この限りでない。

3 修繕工事に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者が修繕工事を施行した場合は、徴収しないことができる。

（3）神戸市水道条例施行規程

（修繕工事を無料とする範囲）

第 19 条 条例第 26 条第 3 項ただし書の規定により、修繕工事に要する費用を徴収しない範囲は、道路（公道及び公道に準ずる私道を含む。）における給水装置の漏水その他管理者が必要と認める漏水に関する修繕工事とする。

（4）給水装置管理要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、神戸市水道条例（昭和 39 年 3 月条例第 46 号。以下「条例」という。）第 26 条第 3 項ただし書の規定に基づき、神戸市水道条例施行規程（昭和 39 年 4 月水規程第 3 号）第 19 条に規定する、修繕工事を無料とする範囲、及び条例第 26 条の 2 に規定する、給水装置の切り離しに関する取扱いについて必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「修繕工事」 給水装置の修繕工事をいう。
- （2）「漏水」 引き込まれている給水装置での水漏れをいう。
- （3）「使用者等」 使用者又は給水装置が設置されている土地若しくは建物を管理すべき者をいう。
- （4）「一般用」 神戸市水道条例施行規程第 6 条第 1 号に規定されているものをいう。
- （5）「業務用・公衆浴場用」 神戸市水道条例施行規程第 6 条第 2 号及び第 3 号に規定されている

ものをいう。(以下「業務用等」という。)

- (6) 「道路」 公道及び公道に準じる私道をいう。
- (7) 「メーター装置」 メーターを設置するために必要な給水装置をいう。ただし、メーター上下流の伸縮機能としての鉛製給水管(以下、「鉛管」という。)がある場合は、その鉛管も含む。
- (8) 「メーター上流部」 配水管分岐部からメーターまでの給水装置をいう。ただし、メーター装置の鉛管がある場合は、下流側鉛管(50cm以内)も含む。
- (9) 「止水栓」 一時的に断水するための給水装置をいう。
- (10) 「副止水栓」 一時的に断水するための給水装置のうち、メーターボックス内に収納されている止水栓をいう。
- (11) 「宅地内の第1止水栓」 配水管から分岐した給水装置の宅地内に最初に設置された止水栓をいう。
- (12) 「官民境界又は宅地内の第1止水栓」 宅地内の第1止水栓が官民境界より50cm以内にある場合は宅地内の第1止水栓、ない場合(道路上に第1止水栓がある場合等)は官民境界とすることをいう。
- (13) 「共用給水管」 2戸以上または2箇所以上で共用する給水管をいう。
- (14) 「給水管の付け替え」 配水管又は共用給水管から新たに分岐し、既存の給水管に接続することをいう。
- (15) 「戸建て住宅等」 「一般用」のアに規定されているもののうち戸建て住宅、及び「一般用」のイに規定されているものをいう。
- (16) 「集合住宅」 「一般用」のアに規定されるもののうち、戸建て住宅以外の住宅をいう。
- (17) 「公共施設等」 「一般用」のウに規定されるものをいう。
- (18) 「特定空家等」 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定されるものをいう。

(修繕工事の目的)

第3条 管理者が行う修繕工事は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市民生活に影響を及ぼすものに対する安全の確保
- (2) 有効率の向上

(修繕工事を無料とする対象)

第4条 使用者等が適切な給水装置の管理義務を果たしていると判断され、管理者が修繕工事を施行した場合、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等からこれに要する費用を徴収しないことができる。

- (1) メーター上下流パッキンで漏水したとき
- (2) 戸建て住宅等の給水管(共用給水管含む)において、メーター上流部で漏水したとき
- (3) 集合住宅又は公共施設等、業務用等の給水管(共用給水管含む)において、給水管口径50mm以下の場合は官民境界又は宅地内の第1止水栓上流、75mm以上の場合は官民境界上流で漏水し

たとき（ただし、2階建て以下の集合住宅において、地付けメーター装置（共用水栓及び散水栓を除く）で漏水したときを含む）

（4）前2号及び前3号において、地付けメーター装置の鉛管からの漏水により副止水栓設置を含む工事をしたとき（ただし、メーターボックス及び逆止弁付副止水栓の材料費等は除く）

（5）修繕工事に伴うモルタル程度の簡易な舗装復旧

（6）公道（私道を含む）等で、道路交通に支障をきたす恐れがあると判断されるとき

（7）寒波等の災害時、又は緊急対応を要する漏水時において応急止水するとき（ただし、先方過失による漏水時は除く）

（給水装置の切り離しにおける取扱い）

第5条 給水装置の切り離しにおける取扱いを、次の各号に定める。

（1）条例26条の2第1号に該当するとき、使用者等から切り離しの中止を求められた場合は、使用者等の費用負担による修繕工事となる。なお、前条に規定する対象を管理者が修繕工事を施行する場合も含む。

（2）条例26条の2第2号に該当するとき、メーター装置を有するものを含む。

（3）条例26条の2第3号に規定する管理者が特に必要と認めたときとは、「特定空家等」と認められる空家の給水装置であるとき、又は中止中の給水していない道路散水栓または公園散水栓であるときをいう。

（4）給水装置の切り離しに係る給水装置工事（撤去工事）の申込みは免除する。

（5）分担金を徴収したものを取り離した場合、再び給水を受けようとするときは、分担金の免除の対象として取り扱う。

（給水装置の切り離し工事）

第6条 給水装置の切り離し工事とは、次の各号に該当するものをいう。

（1）条例第26条の2第1号の規定により対象の給水装置を配水管又は共用給水管の分岐部分から切り離し道路部から撤去する工事

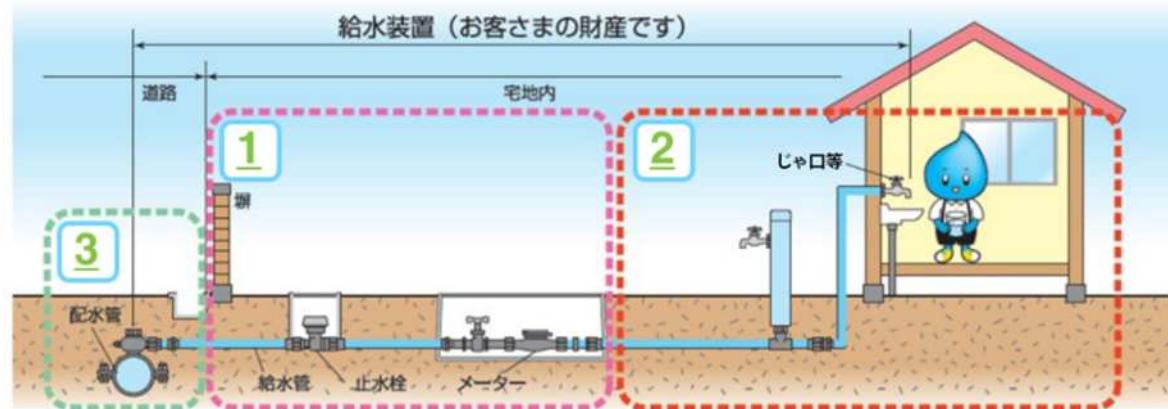
（2）条例第26条の2第2号及び第3号の規定により対象の給水装置を道路部から撤去する工事

参考資料2. 水道局ホームページの抜粋 (アドレス : <https://kobe-wb.jp/kosyou-trouble-ijikanri/kouji/hyou-hutan/>)

修繕工事を無料とする対象は、➡の先が該当する。

給水装置の修繕工事

給水装置とは、道路にある配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（じゃ口等）のことをいいます（神戸市水道条例第4条第1項）。給水装置は道路部を含めてお客様の財産であり、修繕などの際にかかる費用は、お客様の負担となります（神戸市水道条例第26条第3項）。※水道メーター（以下、「メーター」という。）は水道局が貸与しています。
ただし漏水が発生した場合、発生場所や漏水の状況等により費用負担の対象が変わります。



3
道路部での漏水
水道局各事務所に
ご連絡ください。

水道局で
修繕します。

1
宅地内での漏水（境界～メーター）
水道修繕受付センターに
ご連絡ください。

無料で修繕する場合とお客様の
費用負担で修繕する場合があります。

2
宅地内での漏水（メーター～じゃ口）
水道修繕受付センター又は
指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

お客様の費用負担で
修繕していただきます。





宅地内での漏水（境界～メーター）

官民境界からメーターまでの間で漏水が発生した場合は、「部分的な応急修繕」に限り水道局の費用負担で漏水修繕を行える場合があります。詳しくは、[「水道局で費用負担しない修繕工事」](#)をご覧ください。



宅地内での漏水（メーター～じゃ口）

メーターからじゃ口までの漏水修繕は、お客さまに費用負担していただきます。

※水道局ではメーターからじゃ口までの漏水調査・修繕は行っていません。



道路部での漏水

道路部で漏水が発生した場合は、二次被害（道路陥没等の通行への支障など）を回避するために、「部分的な応急修繕」に限り水道局の費用負担で漏水修繕を行います。

● 水道メーターの取り替えによる漏水など

水道メーターは計量法により、定期的（8年に1回）に取り替えを行っています。取り替えの際は事前にお知らせ等をポストに投函しますので、水漏れ等があった場合は、お知らせ票記載の連絡先へご連絡ください。お知らせ票等がない方は、「水道メーターの取り替え等による不具合の旨」を水道局各事務所へお問い合わせください。

水道局で費用負担しない修繕工事

水道局が費用負担する範囲の修繕であっても、以下の建築物や修繕などはお客様の費用負担となります。



※1：メーター装置のパッキン漏水は除く。

※2：モルタル土間（厚さ5cm程度）での復旧は水道局負担で行います。

※3：給水管取替えの目安（一例）

①布設から30年以上経過している給水管

②過去に複数の漏水修繕履歴がある給水管